

京都市告示第 353 号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年11月20日

京都市長 門川大作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
駐車場	平成20年12月29日(月)	午前7時から午後10時30分まで
	平成20年12月30日(火)	
	平成20年12月31日(水)	午前7時から午前0時まで
	平成21年 1月 1日(木)	午前0時から午後10時30分まで
	平成21年 1月 2日(金)	午前7時から午後10時30分まで
	平成21年 1月 3日(土)	
第3展示場及びその付随施設	平成21年 1月 3日(土)	午前7時から午後10時30分まで

(産業観光局商工部経済企画課)